

1. 件名：玄海原子力発電所3号炉及び4号炉における基準地震動の変更が不要である説明文書の誤記について
2. 日時：令和3年6月10日(木)
3. 対応者
原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門(オンラインストレージで受領)
九州電力株式会社：東京支社 技術グループ
4. 要旨
九州電力株式会社から、令和3年4月26日に提出のあった玄海原子力発電所3号炉及び4号炉について基準地震動の変更が不要であることを説明する文書に誤記があったとする文書が原子力規制庁オンラインストレージにて提出があった。
5. 提出資料
 - ・ 誤記箇所を示す文書